

令和5年度 監査計画

令和5年3月
越前市監査委員

目 次

1 基本方針	1
2 実施方針	1
3 実施する監査	1
(1) 定期監査	1
(2) 財政的援助団体等監査	2～3
ア 出資団体	2
イ 補助金等交付団体	2～4
ウ 指定管理者	4
(3) 例月現金出納検査	4
(4) 決算審査	4
(5) 基金運用状況審査	5
(6) 決算に係る財政健全化判断比率等の審査	5
(7) 随時監査	5
(8) 行政監査	5
(9) その他の監査	5
(10) 監査実施手順	6
4 監査結果の報告・公表	6
5 その他	6
監査執行表	7～9

【注記】

文中、「地方自治法」を「法」、「地方自治法施行令」を「令」、「地方公営企業法」を「公企法」及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を「健全化法」とする。

1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、越前市監査基準に基づき、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進に資することを目的に監査を実施するものとします。

2 実施方針

(1) 市民視点の監査

市の事務事業が法令等を遵守し、適切に執行されているかという適法性はもとより、効率性、有効性、公平性等、市民の視点に立った監査を実施します。また、監査結果については、市ホームページでわかりやすさに留意し速やかに公表し、説明責任を果たします。

(2) 効率的かつ効果的な監査 ～リスクアプローチ～

効率的かつ効果的な監査に努めるため、事務事業等におけるリスクを識別し、リスク発生時の影響度を過去の監査結果に基づき総合的に勘案したうえで監査を実施します。

また、「業務手順書」により自らルールを整備し、リスクの洗い出しや管理、再発防止が図られているかといった内部統制としての有効性に留意し、予防的視点に重点を置いた監査を実施します。

(3) フォローアップする監査

監査結果が事務改善と適正化に資するよう、監査結果について庁内の共有を図るよう促すとともに、措置状況について適切に是正・改善されたかの事後検証等を行い、監査の実効性を高めます。

また、過年度の指摘事項等をもとに、事例ハンドブック作成やオンライン研修等により、事務局からの情報発信にも努めます。

3 実施する監査

(1) 定期監査（法第199条第4項、監査基準第3条第1項第1号及び第2項第1号）

全ての部局を対象として年1回実施します。

- ◆ 財務事務監査：予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務、起債及び一時借入金、現金及び有価証券の出納事務
- ◆ 経営に係る事業管理監査：経営関連（事業関連を含む）、組織関連、人事関連、事務関連

監査重点項目

- ① 法令、条例、規則及び要綱、並びに文書管理規程の遵守
- ② 業務手順書は、内部統制として有効に機能しているか
- ③ 委託契約等における契約内容及び履行確認
- ④ 補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査
- ⑤ 債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性
- ⑥ 現金及び有価証券取扱い事務における内部統制の確立

(2) 財政援助団体等監査（法第199条第7項、監査基準第3条第1項第3号）

出資・補助金等を交付している団体及び公の施設の指定管理者に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施します。併せて、所管課の当該団体に対する指導監督や履行確認等が適切に行われているかについても、監査を実施します。

監査重点項目

- ① 協定書や関係法令等の遵守
- ② 内部管理体制（出納関係書類の整備・保管状況、チェック体制等）
- ③ 所管課による管理監督や履行確認、審査等の実施

ア 出資団体

市の出資団体のうち、出資割合が1/4以上の団体を対象（令第140条の7）とし、その事業が出資・設立の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも、監査を実施します。

実施基準は、3年に1度を原則としますが、出資・指定管理・補助金等が複合し金額も大きい「(公財)越前市文化振興・施設管理事業団」及び「(福)越前市社会福祉協議会」については、2年に1回とします。

◆本年度実施対象団体

下記のうち、②(福)越前市社会福祉協議会、⑤まちづくり武生(株)の監査を実施

団体名	市出資金	市出資率
① (公財)越前市文化振興・施設管理事業団	40,000千円/60,000千円	66.66%
② (福)越前市社会福祉協議会	2,000千円/2,000千円 (基本金)	100.00%
	26,000千円/66,000千円 (ボランティア基金)	39.39%
③ タケフ都市開発(株)	141,500千円 (2,830株/9,200株)	30.76%
④ (一財)越前たけふ農業公社	16,000千円/50,000千円	32.00%
⑤ まちづくり武生(株)	10,000千円/23,800千円 (200株/476株)	42.02%

イ 補助金等交付団体

補助金等（補助金、交付金、負担金等）の交付団体と所管課を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、また、所管課の実績報告に対する審査が適切に行われているかを主眼として、監査を実施します。監査の対象は、前年度に市が補助金等を交付した団体の中から選出します。また、市の所管課に事務局を置く団体については、定期監査と合わせて実施します。

◆ **本年度実施対象団体**（補助金等は代表的なもので R3 決算額・R4 決算見込額 単位：千円）

越前市社会福祉協議会【所管課：社会福祉課、こども家庭課】

補助金等	R3	R4
社会福祉協議会活動補助金	10,179	10,179
在宅福祉強化事業補助金	7,200	7,200
福祉活動専門員設置事業補助金	4,170	4,170
保育士等処遇改善事業補助金	1,256	3,735
支援対象児童等見守り強化事業補助金	2,880	429
児童福祉施設等感染症対策事業費補助金	7,185	—

*他に出資、指定管理あり

まちづくり武生(株)【所管課：観光誘客課】

補助金等	R3	R4
越前市商業施設等整備支援事業補助金	—	4,750

*他に出資あり

たけふ菊人形まつり実行委員会【所管課：観光誘客課】

補助金等	R3	R4
たけふ菊人形事業補助金	58,539	69,369

越前市サマーフェスティバル実行委員会【所管課：観光誘客課】

補助金等	R3	R4
サマーフェスティバル事業補助金	—	13,700

越前福井森林組合【所管課：農林整備課】

補助金等	R3	R4
森林環境保全整備事業補助金（民有林造林）	9,767	13,060
小規模森林間伐促進事業補助金	9,456	9,255

越前市鳥獣対策協議会【所管課：農林整備課】

補助金等	R3	R4
鳥獣被害防止総合対策事業補助金	36,919	42,997
鳥獣害のない里づくり推進事業補助金	3,995	3,088

クラフトフェス実行委員会【所管課：伝統工芸振興課】

補助金等	R3	R4
クラフトフェス事業補助金	5,261	11,000

菊花マラソン実行委員会【所管課：スポーツ課】

補助金等	R3	R4
菊花マラソン大会開催負担金	1,228	3,000

地域自治振興事業交付金等交付団体（4 箇所）【所管課：市民協働課】

団体	R3	R4
東地区自治振興会	6,241	4,927
西地区自治振興会	7,533	6,151
神山地区自治振興会	4,971	4,401
北日野地区自治振興会	7,651	5,932

ウ 指定管理者

公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかという観点から、指定管理期間中に1回以上監査を実施します。協定書等に従って適切に運営されているか、委託料は対象事業外に使用されていないか、所管課との連携がとれているか、また、所管課の実績報告に対する審査、管理監督等が適切に行われているかを主眼として、監査を実施します。

◆本年度実施対象団体（委託料は R3 決算額・R4 決算見込額 単位：千円）

（福）越前市社会福祉協議会【所管課：社会福祉課、こども家庭課】

施設	R3	R4
社会福祉センター（期間：R3.4.1～R6.3.31）	31,500	37,358
児童センター等 15 館(期間：R3.4.1～R8.3.31)	117,322	125,500

カワイ・山崎屋共同事業体【所管課：観光誘客課】

施設	R3	R4
武生中央公園屋内催事場(期間：R4.4.1～R6.3.31)	—	4,155

金華山林業振興組合【所管課：農林整備課】

施設	R3	R4
金華山グリーンランド(期間：R3.4.1～R6.3.31)	7,145	7,145

（3）例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項、監査基準第 3 条第 1 項第 5 号）

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の出納を対象として、毎月、事務が正確に行われているか検査します。併せて、提出された検査資料の普通預金通帳残高及び定期預金証書について各金融機関発行の残高証明書と照合します。なお、7 月には決算に伴い、有価証券及び出資による権利に関する書面等の在高、所在及び保管状況を併せて確認します。

（4）決算審査（法第 233 条第 2 項・公企法第 30 条第 2 項、監査基準第 3 条第 1 項第 4 号）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているか、また、一般会計、特別会計や公営企業会計に限らず出資団体等の債務保証も含めた、市が将来担う可能性がある債務全体についても確認します。

ア 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査（法第 233 条第 2 項）

各会計の決算計数が適正なものか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査します。

イ 公営企業会計決算審査（公企法第 30 条第 2 項）

決算計数が適正なものか確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査します。審査対象は水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計。

（５）基金運用審査（法第 241 条第 5 項、監査基準第 3 条第 1 項第 6 号）

ひとり親家庭福祉推進資金貸付基金、奨学金貸付基金及び土地開発基金の運用状況を示す書類の計数が適正なものか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査します。

（６）健全化判断比率等審査（健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項、監査基準第 3 条第 1 項第 7 号）

決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに公営企業会計に係る資金不足比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査し、意見書を提出します。

なお、決算審査意見書等(上記(4)(5)(6))については、8月下旬に市長へ提出し、9月議会に付します。

（７）随時監査（法第 199 条第 5 項、監査基準第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号）

監査対象に対し必要に応じ実施する監査で、定期監査の期間延長等も本監査に含まれます。また、工事監査は、定期監査等の年間スケジュールに併せ、部局ごとに重要プロジェクト工事、年度をまたぐ工事等を対象として書類審査を行うもので、①計画 ②設計 ③積算 ④入札・契約 ⑤施工 ⑥検査・支払事務 ⑦維持管理 ⑧ライフサイクルアセスメント等が適正であるか、当該工事が安全に、合理的、効率的に行われたか等について検証します。

（８）行政監査（法第 199 条第 2 項、監査基準第 3 条第 1 項第 2 号）

行政監査は、必要があると認めるとき、市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として、テーマや対象を定め、実施するものです。

（９）その他の監査（監査基準第 3 条第 3 項）

法で定められている下記の監査に際しては、その都度協議のうえ、実施します。

- ・ 住民の直接請求に基づく監査（法第 75 条）
〔 事務監査とよばれるもので、選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対し、地方公共団体の事務の執行に関し監査の請求をするもの。 〕
- ・ 議会の請求に基づく監査（法第 98 条第 2 項）
- ・ 市長の要求に基づく事務の執行に関する監査（法第 199 条第 6 項）
- ・ 市長の要求に基づく財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- ・ 市長又は管理者の要求に基づく公金の収納等の監査

（法第 235 条の 2 第 2 項・公企法第 27 条の 2 第 1 項）

- ・ 住民監査請求に基づく監査（法第 242 条）
- ・ 市長又は管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査
（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項・公企法第 34 条）

（10）監査実施手順

- ① 執行通知 …………… 1～2 ヶ月前に通知
- ② 監査資料 …………… 監査説明日の 7 日前に提出（データは 12 日前に提出）
- ③ 監査説明 …………… 課長及び副課長
- ④ 書類審査
- ⑤ 指摘事案協議 …… 監査委員協議
- ⑥ 講評 …………… 部長及び課長（部単位）
- ⑦ 報告・公表 …… 市長・議長等に通知及び公示
- ⑧ 措置状況回答 …… 具体的記述による措置（改善）状況回答
- ⑨ 措置状況公表 …… 措置（改善）状況について公示
- ⑩ 措置状況確認 …… 次年度の監査において確認

4 監査結果の報告・公表

監査結果については、法第 199 条第 9 項、第 10 項及び第 11 項により、市長、議長等へ報告し公表することとされています。公示（市役所北玄関前掲示板）による公表のほか、市ホームページに掲載します。また、その措置状況についても、同条第 14 項及び第 15 項により同様とします。

なお、次年度監査時に措置状況の報告を求めます。

<監査結果の区分>

- ・【勧告】（法第 199 条第 11 項）法令等に明確に違反するものや、その他適正を欠く事項のうち特に措置を講じる必要があると認められるもの
- ・【指摘事項】（法第 199 条第 9 項）法令等の明確な違反や不適切な事務処理等に対して是正措置等を求めるもの
- ・【意見】（法第 199 条第 10 項）組織及び運営の合理化に資するため改善や検討を望むもの

※詳細は、越前市監査基準訓令（別表）

5 その他

監査委員及び補助機関である事務局職員は、その職務が監査基準に基づいて遂行されるよう、積極的な研修等への参加により、専門的知識を身につけ、監査技術の向上に努めます。

- ・ 県都市監査委員会、全国都市監査委員会、北陸地区都市監査委員会、三地区都市監査委員会の総会や研修会
- ・ NOMA、市町村アカデミー等の研修

令和5年度 監査執行表

説明日時	場所	監査対象団体等	所管課	執行期間
4月18日(火) 9:00～	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	4月26日(水)～4月28日(金)
4月20日(木) 9:30発	現地A	(10:00～12:00)王子保公民館	生涯学習・芸術文化課	
		(13:30～15:30)大虫公民館		
4月21日(金) 9:30発	現地B	(10:00～12:00)花筐公民館		
		(13:30～15:30)岡本公民館		
5月9日(火) 9:00～	監査委員室	図書館	図書館	5月10日(水)～5月12日(金)
9:40～		生涯学習・芸術文化課(生涯学習センター、文化財保護室、市史編さん室含む)	生涯学習・芸術文化課	5月15日(月)～5月19日(金)
10:20～		スポーツ課	スポーツ課	5月22日(月)～5月24日(水)
		菊花マラソン実行委員会(補助等)		5月22日(月)～5月24日(水)
5月23日(火) 9:00～	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	5月29日(月)～5月31日(水)
10:00～		教育振興課(学校教育指導室含む)	教育振興課	6月7日(水)～6月9日(金)
6月1日(木) 9:30発	現地A	(10:00～12:00)北新庄小学校	教育振興課	
		(13:30～15:30)国高小学校&国高幼稚園		
6月2日(金) 9:30発	現地B	(10:00～12:00)北日野小学校		
		(13:30～15:30)吉野小学校&吉野幼稚園		
6月5日(月) 9:00～	監査委員室	カワイ・山崎屋共同事業体(指定管理)	観光誘客課	6月22日(木)～6月23日(金)
13:00発	現地A	(13:30～15:30)武生第三中学校	教育振興課	
6月6日(火) 13:00発	現地B	(13:30～15:30)武生南小学校	教育振興課	
6月12日(月) 9:30～	監査委員室	南越消防組合(代表監査委員、池田町議選監査委員)	南越消防組合	6月13日(火)～6月14日(水)
10:15～		南越清掃組合(代表監査委員、池田町議選監査委員)	南越清掃組合	6月15日(木)～6月16日(金)
6月23日(金) 9:00～	監査委員室	まちづくり武生株式会社(出資・補助等)	観光誘客課、都市計画課	6月26日(月)～6月27日(火)
9:40～		例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	6月28日(水)～6月30日(金)
6月30日(金) 9:30～	丹南広域組合	丹南広域組合(書類審査)	丹南広域組合	6月30日(金)～7月3日(月)
7月3日(月) 9:30～		丹南広域組合(南越前町監査委員説明・協議・講評)		6月30日(金)～7月3日(月)
7月4日(火) 9:00～	監査委員室	越前福井森林組合(補助等)	農林整備課	7月6日(木)～7月7日(金)
10:00～		南越消防組合監査結果協議(代表監査委員、池田町議選監査委員)		
10:30～		南越清掃組合監査結果協議(代表監査委員、池田町議選監査委員)		
7月18日(火) 9:00～	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	7月27日(木)～7月31日(月)
10:00～		教育委員会監査結果協議		
		財政援助団体(菊花マラソン、カワイ・山崎屋、まちづくり武生)監査結果協議		
10:30～		(公営企業会計)決算審査意見書協議		
13:30～		南越消防組合監査結果講評(代表監査委員、池田町議選監査委員)	南越消防組合	
13:45～		南越清掃組合監査結果講評(代表監査委員、池田町議選監査委員)	南越清掃組合	
8月1日(火) 9:00～	監査委員室	財政援助団体(菊花マラソン、カワイ・山崎屋、まちづくり武生)監査結果講評	スポーツ課、観光誘客課、都市計画課	
9:15～		教育委員会監査結果講評	教育委員会	
9:30～		(一般会計等)決算審査意見書協議		
8月22日(火) 9:00～	監査委員室	金華山森林振興組合(指定管理)	農林整備課	8月24日(木)～8月25日(金)
9:40～		社会福祉法人 越前市社会福祉協議会(出資・指定管理・補助等)	社会福祉課、こども家庭課	8月28日(月)～8月29日(火)
10:20～		例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	8月29日(火)～8月31日(木)
11:30～		市長へ決算審査意見書等提出		
9月1日(金) 9:00～	監査委員室	地域交通課	地域交通課	9月4日(月)～9月6日(水)
9:40～		デジタル政策課	デジタル政策課	9月7日(木)～9月11日(月)
9月12日(火) 9:00～	監査委員室	企画財政課(ウェルビーイング推進室含む)	企画財政課	9月13日(水)～9月15日(金)
9:40～		ブランド戦略課(文化県都推進室、地域情報発信室含む)	ブランド戦略課	9月20日(水)～9月22日(金)
13:30～		南越消防組合決算審査協議(組合監査委員と協議)		
14:00～		南越清掃組合決算審査協議(組合監査委員と協議)		
9月19日(火) 9:00～	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	9月27日(水)～9月29日(金)
10:00～		秘書課	秘書課	9月25日(月)～9月27日(水)
10:40～		財政援助団体(森林組合、金華山、社協)監査結果協議		

説明日時	場所	監査対象団体等	所管課	執行期間
10月3日(火) 9:00～ 9:15～ 10:00～ 10:40～ 13:00発 13:00発	監査委員室	財政援助団体(森林組合・金華山・社協) 監査結果講評	農林整備課、社会福祉課、こども家庭課	
		都市計画課	都市計画課	10月10日(火)～10月12日(木)
		建築住宅課	建築住宅課	10月13日(金)～10月17日(火)
		都市整備課(ダム・河川対策室含む)	都市整備課	10月18日(水)～10月20日(金)
	現地A	(13:30～14:00)北田野地区自治振興会	市民協働課	10月5日(木) 13:30～16:00
	現地B	(14:30～15:00)東地区自治振興会		10月5日(木) 9:30～12:00
現地A	(13:30～14:00)神山地区自治振興会	10月6日(金) 9:30～12:00		
現地B	(14:30～15:00)西地区自治振興会	10月4日(水) 9:30～12:00		
10月24日(火) 9:00～ 10:00～ 10:40～	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	10月31日(火)～11月2日(木)
		上下水道課(浄化センター含む)	上下水道課	10月24日(火)～10月30日(月)
		総合政策部監査結果協議		
11月7日(火) 9:00～ 9:15～ 10:00～ 10:40～	監査委員室	総合政策部監査結果講評	総合政策部	
		農政課(農業委員会、有機農業・6次化推進室含む)	農政課	11月8日(水)～11月10日(金)
		農林整備課(森林・鳥獣害対策室含む)	農林整備課	11月13日(月)～11月15日(水)
		越前市鳥獣対策協議会(補助等)		11月13日(月)～11月15日(水)
		環境政策課	環境政策課	11月16日(木)～11月20日(月)
11月21日(火) 9:00～ 10:00～ 10:40～ 11:20～	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	11月28日(火)～11月30日(木)
		産業政策課	産業政策課	11月22日(水)～11月28日(火)
		伝統工芸振興課	伝統工芸振興課	12月1日(金)～12月5日(火)
		クラフトフェス実行委員会(補助等)		12月1日(金)～12月5日(火)
		観光誘客課(にぎわい創出室、万葉菊花園含む)	観光誘客課	12月6日(水)～12月8日(金)
		たけふ菊人形まつり実行委員会(補助等)		12月6日(水)～12月8日(金)
		サマーフェスティバル実行委員会(補助等)		12月6日(水)～12月8日(金)
12月5日(火) 9:00～ 9:40～ 10:20～ 11:00～	監査委員室	防災危機管理課	防災危機管理課	12月11日(月)～12月13日(水)
		財産管理課(契約検査室含む)	財産管理課	12月14日(木)～12月18日(月)
		人事・法制課(選挙管理委員会、情報公開室含む)	人事・法制課	12月20日(水)～12月22日(金)
		建設部、財政援助団体(自治振興会) 監査結果協議		
12月19日(火) 9:00～ 9:15～ 10:20～ 11:00～	監査委員室	建設部監査結果講評	建設部	
		例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	12月25日(月)～12月27日(水)
		税務課(納税・債権回収室含む)	税務課	1月4日(木)～1月10日(火)
		財政援助団体(自治振興会) 監査結果講評	市民協働課	
市民協働課(ダイバーシティ推進室含む)	1月11日(木)～1月15日(月)			
1月16日(火) 9:00～ 9:40～ 10:20～ 11:00～	監査委員室	窓口サービス課(保険年金室含む)	窓口サービス課	1月17日(水)～1月24日(水)
		社会福祉課(福祉総合相談室含む)	社会福祉課	2月1日(木)～2月5日(月)
		議会事務局	議会事務局	1月25日(木)～1月26日(金)
		環境農林部、産業観光部、財政援助団体(クラフトフェス、鳥獣、菊人形、サマフェス) 監査結果協議		
1月23日(火) 9:00～ 9:15～ 10:20～ 11:00～	監査委員室	環境農林部、産業観光部、財政援助団体(クラフトフェス、鳥獣、菊人形、サマフェス) 監査結果講評	産業環境部	
		例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	1月29日(月)～1月31日(水)
		長寿福祉課	長寿福祉課	2月14日(水)～2月16日(金)
		こども家庭課(子ども・子育て総合相談室含む)	こども家庭課	2月8日(水)～2月13日(火)
2月6日(火) 9:00～ 9:40～ 10:20～ 13:00発	監査委員室	健康増進課	健康増進課	2月19日(月)～2月21日(水)
		会計課	会計課	2月22日(木)～2月26日(月)
		総務部、議会事務局監査結果協議		
	現地A	(13:30～15:30)認定こども園服間	こども家庭課	
2月7日(水) 8:30発	現地B	(9:00～11:00)認定こども園南中山	こども家庭課	
2月20日(火) 9:00～ 9:15～ 9:45～	監査委員室	総務部、議会事務局監査結果講評	総務部、議会事務局	
		今立総合支所(味真野出張所、白山出張所含む)	今立総合支所	3月4日(月)～3月6日(水)
		例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	2月27日(火)～2月29日(木)

説明日時	場所	監査対象団体等	所管課	執行期間
3 月 12 日 (火) 9:00 ~ 9:30 ~	監査委員室	市民福祉部、会計課、今立総合支所監査結果協議		
		次年度監査計画協議		
3 月 19 日 (火) 9:00 ~ 9:10 ~ 9:20 ~ 9:30 ~	監査委員室	今立総合支所監査結果講評	今立総合支所	
		市民福祉部監査結果講評	市民福祉部	
		会計課監査結果講評	会計課	
		例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	3 月 25 日 (月) ~ 3 月 27 日 (水)